

横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年2月横浜市条例第2号）
第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例（平成17年2月横浜市条例第4号）第15
条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もつてまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業（以下「顕彰事業」とする）を実施する。

(賞及び部門)

第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域ま
ちづくり部門について実施する。

- (1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市
内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、
建築物、工作物等で、おおむね10年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物
等再生されたものであるものとする。
- (2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜
市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域ま
ちづくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

(審査選考)

第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。

- (1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。
- (2) 地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行
う。

(顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推
進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

(主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行う
ことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくり功労者表彰」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。

この要綱は、平成11年10月25日から実施する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。

この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。

横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱（平成24年4月1日改正。以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合に顕彰することができる。

2 次については顕彰対象から除外する。

- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したものの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5) 都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの

2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 公共性（地域社会への貢献）が評価されるもの
- (2) 積極性が評価されるもの
- (3) 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
- (4) 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの
- (5) 創意工夫が評価されるもの

(調査又は報告)

第4条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。

- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等
- (2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体
- (3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

- 2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この細目は、平成11年10月25日から実施する。

この細目は、平成17年 4月 1日から実施する。

この細目は、平成20年 3月21日から実施する。

この細目は、平成24年 4月 1日から実施する。

この細目は、平成25年 4月 1日から実施する。

第15回横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会会議録

議題	1 部会長等の選出について 2 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について 3 第10回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について 4 その他
日時	令和元年10月25日（金）午前10時から12時
開催場所	市庁舎3階共用会議室
出席者	委 員：五十嵐委員、奥村委員、齋藤委員、田邊委員、室田委員 事務局：嶋田部長、甲斐担当課長、武智担当係長
欠席者	なし
開催形態	公開
決定事項	1 部会長は室田委員とする。 2 職務代行者は奥村委員とする。 3 本賞、支援賞の選考方法は事務局案のとおりとする。 4 調査票A、連絡票、調査票Bは修正後、委員に提示する。

議 事**(1) 部会長等の選出について**

(事務局) 部会長については横浜市地域まちづくり推進条例施行規則第23条に基づき、委員の互選によって定める、また、職務代理者については表彰部会要綱第4条第1項により、表彰部会に部会長及び職務代理者を置く。第3項により、部会長の指名により職務代理者を定める。はじめに、互選で部会長を選んでいただきたい。

(奥村委員) 経験が非常に豊かで知見が広い室田委員を推薦する。

(全委員) 異議なし

(事務局) 室田委員に横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会の部会長をお願いする。職務代理者の指名をお願いします。

(室田委員) 前年度まで部会長の奥村委員にお願いしたい。

(奥村委員) 了承。

(2) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について

(事務局) 議事 (2) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について説明

(3) 第10回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について

(事務局) <資料説明>

(室田部会長) (資料3-2) 2段階審査となり、審査期間が短くなった。

(五十嵐委員) 対象団体へのヒアリングが新たに加えられているが、ヒアリングは委員の参加も想定しているか。

(事務局) 事務局のみで対応したい。

(齋藤委員) 委員の参加の有無で選考に不公平感が出るので、事務局のみで良いと考える。

(奥村委員) 情報は委員全員が共有しながら進めていきたい。可能であれば、ヒアリングの際に活動の動画や写真を提供してほしい。

(田邊委員) 動画や写真が苦手な団体のフォローもあるとよい。

(室田部会長) 公平性も考えて、ヒアリングは職員のみでやることにする。

(事務局) 団体から写真や動画を提供してもらうなど、できるだけ情報を補うようにしたい。提供が難しい場合は、職員がヒアリングで得た情報で補足をする。

(室田部会長) (資料3-3) 支援賞の趣旨については、ヒアリング時に職員が直接説明することになっている。

(田邊委員) 例えば空き家活用で、大家が厚意で貸す場合は支援賞の対象となるのか。

(事務局) 今まで事例はない。

(齋藤委員) 本来の業務範囲を超えた支援ならば対象とするなど、基準を明文化してはどうか。

(事務局) 今回ヒアリングを行い、様々な支援の仕方を把握・整理し、今後に向けて支援賞の基準を議論していただきたい。

(室田部会長) (資料3-4) 事務局案では提出資料が簡素化されているが、いかがか。

(五十嵐委員) 動画や写真を掲載したウェブサイトを記載できるようにしてはどうか。

(事務局) 調査票にウェブサイトに関する項目があり、記載できるようにしている。ウェブサイトが無い団体についてはヒアリングで得た情報等でフォローしたい。

(齋藤委員) 任意資料が減ることになっており、団体の負担軽減にもつながるのでよい。

(奥村委員) 調査票Aに活動の理念や目標を記載できるとよい。

(五十嵐委員) 過去に受賞された団体との交流の場や、過去に受賞された団体の今の活動を知る手段があるとよい。

(事務局) 受賞団体を紹介する冊子は作成している。改めてイベントを行うのは、現段階では厳しいが今後に向けて検討したい。

(室田部会長) 報告会を行うのはおもしろいアイデアなので検討してほしい。

(資料5) 様式について 活動目的については非常に重要項目なので、調査票Bだけではなく調査票Aにも入れていただきたい。

(事務局) 調査票Bでは3つのポイントを示しているが、いかがか。

(五十嵐委員) 起承転結の流れでヒアリングするといい。

(奥村委員) 調査票Aについて、質問があれば話を聞くことができるのか。

(事務局) 調査票Bに加えて委員から個別に質問票をいただくことになっている。

(田邊委員) 調査票Aの項目が、「活動の公共性」、「活動の積極性」とあり、市民にとっては書きにくいと考える。

(事務局) 市民にわかりやすい言葉にしたほうが書きやすいということか。

(室田部会長) 活動の発展・経緯の順でプロセスを追って記入できた方がわかりやすい。

(事務局) 順序を追って、きっかけや動機があり、今までの活動経緯、現在の活動という流れとし、わかりやすい言葉に修正したい。

(齋藤委員) 工夫した点や今後の展望はあるが、活動のアウトプット、アウトカムが見えづらい。

(奥村委員) 「公共性」の項目がそれに近い内容になっている。

(事務局) 事務局から改めて、皆さんに提案させていただきたい。委員からの意見を集約し、最終的には部会長の了解を得てまとめさせていただければと思う。

(室田部会長) (資料6) 募集・広報の方法についてはいかがか。

(五十嵐委員) 過去の応募団体は、どこに配布されたリーフレットや情報をもとに、エントリーしたのか。

(事務局) 応募時のアンケートでは市役所が最も多く、約6割の団体が市役所や区役所から情報を得たことになっている。

(五十嵐委員) 商店街組織には配布しているのか。商店街の空き店舗活用を行っているので、活動団体もいるかもしれない。

(齋藤委員) 「市商連だより」の活用もあるのではないか。

(五十嵐委員) メルマガに載せてもらうのがいい。

(田邊委員) 青年会議所はどうか。支援の話が出てくるかもしれない。

(事務局) 青年会議所は配布していないが、まち普請事業のメールマガジンでは広く周知しているので、活用できるか整理したい。

(齋藤委員) 地域ケアプラザのコーディネーターへは配布しているのか。

(事務局) 地域ケアプラザに配布している。推薦依頼も含めて対応を検討したい。

(室田部会長) 福祉、緑、商業等の分野からも配布先を検討してほしい。

(事務局) 選考されなかった団体へのフォローでは、連絡票で活動を公表していいか聞いています。

(齋藤委員) 今まで公表していなかったのか。

(事務局) 公表していない。今回は、参画団体、一次選考の通過した団体、受賞団体の3カテゴリーに分かれます。事務局としては参画団体について、何らかの形で冊子やホームページに掲載できないか考えています。

(室田部会長) カテゴリーで分けると、どの段階で選定されなかったのか明確になる。

(田邊委員) リーフレット名称は「受賞活動・受賞景観集」となるのか。参画団体の活動紹介する冊子をつくり、それに掲載してもいいかという質問であれば、気持ちよく回答できる。受賞に関わらず、活動について掲載することを了承するかという、問い合わせでもいいのではないか。

(事務局) 受賞団体のモチベーションにもつながるので、受賞団体は今までどおり紹介したい。リー

フレット裏面に参画団体一覧として載せることについても御意見をいただきたい。

(田邊委員) 自分の住んでいるまちでの活動を知り、興味を持つてもらうことも目的の一つだ。団体名だけでなく、活動内容の紹介があるといい。

(室田部会長) 別冊子として、参画団体が載るのがいいが、ウェブに載せるというのもある。

(齋藤委員) まちづくり事例集として掲載する方がいい。今回は試行的にウェブサイトで参画団体の活動を紹介する方法もある。

(室田部会長) 連絡票では、受賞に関わらず、ウェブサイトで活動を紹介していいかとなる。

(事務局) 冊子では差異が出てしまうので、今年度はホームページで紹介することを提案したい。また、団体の意向を確認するのか議論いただきたい。

(室田部会長) 他薦があるので、確認したほうがいい。受賞しなかった場合、活動の掲載を希望しない場合は、デザイン賞は応募するが、掲載しない選択ができる。

(齋藤委員) 横浜のまちづくりの取組のポータルサイトをつくり、まち普請やデザイン賞等をデータベース化して紹介することを今後検討してほしい。

(室田部会長) データベース化して見やすくなるように検討していただきたい。

(事務局) 御意見は今後の参考としたい。

資料	資料1 地域まちづくり推進条例等（抜粋） 資料2 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について 資料3－1 前回の課題に対する取組及び改正点について（案） 資料3－2 選考方法について（案） 資料3－3 支援賞について（案） 資料3－4 審査書類について（案） 資料4－1 第10回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュール（案） 資料4－2 第10回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュール詳細（案） 資料5 様式【調査票A、連絡票、支援賞推薦票、調査票B、照会票】（案） 資料6 募集・広報の方法について（案） 参考資料1 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱 参考資料2 横浜市まちづくり顕彰事業実施要綱 参考資料3 横浜市まちづくり顕彰事業実施細目
特記事項	令和2年1月に都市美対策審議会表彰広報部会との合同部会を開催予定。

第18回横浜市都市美対策審議会表彰広報部会会議録	
議題	審議事項 議事1 第10回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議） 議事2 景観教育の取り組みについて（報告） 議事3 その他
日時	令和元年11月5日（月）午前10時から午前11時35分まで
開催場所	松村ビル別館 501号室
出席委員	関和明、大西晴之、鈴木智恵子、真田純子、中島美紅
出席した書記	嶋田 稔（都市整備局地域まちづくり部長） 梶山祐実（都市整備局企画部都市デザイン室長） 鶴田 傑（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
開催形態	公開（傍聴者：0名）
決定事項	【議事1】 郊外部の受賞については、別枠を設けるのではなく、活動や愛着を考慮しつつも、景観的にすぐれているかどうかを前提に審査すること。また、第10回開催に向けた広報活動については、具体的な内容を検討し、次回の合同部会にて付議すること。 【議事2】 景観教育の取り組みについて報告を行った。景観教育における成果品作成については、引き続き検討を行うこと。
議事	議事1 第10回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（審議） 資料を用いて、事務局から説明を行った。 (関部会長) ご説明、どうもありがとうございました。それでは、幾つかポイントもあると思いますが、新しく加わられた委員の方ともいらっしゃいますので、まず全般に関して何かご質問とかご意見をいただければと思います。それから、次回は10回目になります。なにか特別なことをやるということではありませんが、継続されてきた人・まち・デザイン賞のまちなみ景観部門の活動も一つ節目を迎えるのではないかと思いますので、今までのやり方を継続していく部分もありますし、新しいところを加えてよりよくしていきたいということもあると思います。どうぞご自由にご意見をいただければと思います。大体1時間ぐらいとっておりますので、よろしくお願ひします。 (鈴木委員) 1つ質問なのですが、よろしいですか。個票の作成なのですが、今まで事務局が作成するものと伺ったのですが、今回からまず業者ということで、今まで業者さんがやって、それを見て事務局がやっていたのですか。 (石川係長) 今までそうです。 (鈴木委員) そうなのですか。わかりました。でも、一応事務局さんは全部目を通して、足りない部分などいろいろとやっているわけですね。 (石川係長) そうです。 (鈴木委員) わかりました。 (関部会長) ほかはいかがでしょうか。特に、新しく加わられたお二人の委員から、何かあればお願ひします。 (真田委員) 特にこうしたらいいのではないかみたいなことはすぐにはなくて、これで行ってみてはどうかと思います。郊外部からのものは、応募があるのに受賞が少ないということに関しては、まだ私は全然わからないのですが、その理由について少し考察してみてもいいかと思います。全体的にデザインのレ

ベルが低いだとか、もしくは人が少ないような地域だからどうしてもこれぐらいになってしまふとか、それぞれ違うとは思うのですが、何か傾向があるのかなという感じはするので、それに合わせて対応というか、ただ単に表彰するというだけではない取り組み、デザインの相談を受け付けるような仕組みとかもあるのかなと思いました。今回やってみたら私も原因が何となくわかるかもしれないし、わからないかもしないですが、そういう方法があるかと思いました。

(関部会長)

中島委員、どうぞ。

(中島委員)

今回の募集で、市立の大学、高校、中学校、小学校とあると思うのですが、高校だけに限っても市立の高校は数校しかなくて、県立の高校のほうが多いと思うのです。何で県立とかは入れないのか、ちょっと疑問に思いました。資料4です。

(関部会長)

いかがでしょうか。広報・募集の方法ですね。

(中島委員)

そうです。募集の配布先です。

(鶴田書記)

事情から説明いたしますと、教育委員会にポストがたくさんありますて、そこに一括で入れますと市立の高校・中学・小学校に行くようなシステムができていて、それを使っているというのが実態です。ほかにやろうとすると郵送になってしまうので、ちょっと検討したいと思います。

(鈴木委員)

県立にやる場合は、県の教育委員会を通してやることになるのですか。

(鶴田書記)

横浜市の場合は、ポストを使うということ自体、内部しか使えないものになっているので、外から依頼ができないのです。県の場合どうなっているのかわかりませんので、検討したいと思います。

(関部会長)

配布方法の手段と配布先ですね。ほかにございますか。小学校・中学校に関しては今回新しく加えていただくということになっています。

あと、ちょうど資料4の記事掲載先で、ツイッター、フェイスブックというのはどういうアカウントなのですか。横浜市のものがあるのですか。

(石川係長)

ツイッターに関しては市民局が持っているアカウントになりまして、フェイスブックは都市整備局で持っているアカウントがあるので、そちらを利用できればと考えております。

(関部会長)

わかりました。こういうのはシェアでどんどん拡散できるわけですよね。

(石川係長)

そうですね。

(関部会長)

わかりました。ほかにどうでしょうか。

(大西委員)

資料5で「今回の募集をどこで知りましたか」ということで、圧倒的に市役所でとか友人・知り合いかからというパーセントが多いわけです。それで、これを拡大しようということで、今話が出たようなツイッターやそういうものも加えていこうというのは非常にいいと思うのですが、今までのこの例からいくと、何かもうちょっと幅広く皆さんに、応募するしないはともかく、知っている層をふやしたほうがいいのではないかという感じがいたします。

それから、資料7に「受賞したことによるインセンティブがない」云々ということが書いてあります。これも、ちょっと私は記憶がないのですが、受賞者に対する広報というか、もっと幅広く神奈川新聞やTVKにも取り上げてもらうとか、そういうことはありましたか、ありませんでしたか。受賞者というか受賞作品についての広報の仕方ですね。

(石川係長)

受賞作品に関してということですか。テレビで取り上げるとかは特になかったかと。そういう情報は入っていないです。

(大西委員)

神奈川新聞などにも。

(石川係長)

はい。個別でそれぞれの団体さんがホームページに載せていただいたというケースはございます。

(大西委員)

やはり自分がかかわったものがこうやって表彰されて、パブリックに広まるというのは、それも非常にインセンティブではないかという感じを持つのですが。以上です。

(関部会長)

ちなみに前回も自薦の応募は少ないですね。受賞された方がこういうのをもらったということを広めて、それが波及していくみたいなことがあるといいかと私も思います。ほかにどうでしょうか。どうぞ。

(真田委員)

先ほどの話で、こういう賞があるので応募してくださいねという広報だけではなくて、受賞した後に広報というか、新聞で1個ずつ取り上げて連載するとか。一回に全部紹介してしまうと結構もったいないというかあれなので。恐らくローカルな新聞などもネタが必要だったりというのもあるので、月1回の連載みたいな感じで1つコーナーをつくってもらったりとか、市の広報紙でやるのもいいのですが、手前みそでやるよりは外部のほうが効果が高いかと思いますので、そういうところから検討していったらどうかと思います。

(鈴木委員)

たまたま先週の土曜日、開港5都市景観まちづくり会議というのがありますと、その分科会に出たのです。郊外部に行って長屋門とか古民家のお宅を拝見したのですが、この賞もとられていました。それは個人のお宅なのですけれども、とった方が非常にそれをうれしく思って、門のところに14回目か、それをとりましたという表示をしてあつたり、お話の中でも、来館者の方にもそういうふうに話して、すごく誇らしく思っている方がいらっしゃるのです。それは恐らく、個人の家だから余計そういうふうに引き継いでいかれるのだと思うのですが、受賞者側のインセンティブにつながるかつながらないかということもありますけれども、受けとめ方で随分違ってしまうのです。受けたところが組織だと、そのときの関係者の方は喜ぶけれども、それがずっと引き継がれていかないような面もあるかと思います。横浜市側も割と丁寧に対応していて、すごくこれはいい賞なんだとか、うれしいことなんだということをよくわかつていただくと、15年以上たってもちゃんと門のところに張り出してあって、そういうふうに言っておられたので、受賞の方に対するケアというか、そういうことが大分影響するのかと思いました。受賞した側も「ああ、こんなの」と思ったら、そのときの表彰式には出て、プレートをもらうだけです。プレートも正面のよくわかるところに付けていただくとか、そういうふうに横浜市からもお願いするというか指導するというか、そういうことも大事なのではないかと思いました。

(関部会長)

ほかにありますでしょうか。フェイスブックがいいのかわかりませんが、例えば、都市整備局で持っているフェイスブックのアカウントなどをうまく使うと。資料6を見ますと9回まで受賞作が59あります。こうしたものを写真つきで少しづつ、印刷物とかにするとちょっと大きくなってしまうけれども、そういうのを並べてシリーズで10回ぐらいやってみるとかいうものもあるかと思います。確かに、鈴木委員がおっしゃったように、表彰されているのは事業者とか設計者とか所有者とか、かかわった方なのです。実際は、それは物件というか、建物とか環境なのですが、ちょっとずれているところがあります。それは賞の趣旨ですからそれでいいのですけれども、個人でもらったというのと、たまたまそのプロジェクトにかかわったというのとでは、ちょっと違って、表彰式で終わってしまうみたいな感じになりかねないところもあります。その辺は難しいと思うのですが、何かこういうものがたくさんありますみたいなことを改めて知らせるようなことができればいいかと思います。

ほかにどうでしょうか。どうぞ。

(中島委員)

この資料には関係ないのですが、都市景観のものを選ぶとしたら、どうしても景観というのは目に見えるものを選びがちだと思うのですけれども、都市の記憶とか歴史とか、そういうものが残っているようなものも選べばいいかと思っています。私もこの間の開港5都市のときにまち歩きをやったのですが、道がなくなっているとか、都市の裏に興味を持つ方も結構多くて、見えることだけではなく見えないものを意識することが大切だと思っています。この間テレビで、パリのビュット・オ・カイユ地方で暗渠化した川を市民が思い出せるように、道のところにメダルを置くというのをやってい

て、そういう景観の思い出し方、都市の歴史の感じさせ方がすごくいいと思ったので、一応コメントさせていただきました。

(関部会長)

資料7の(2)の今後の取り組みで、従来の幅広い層への広報ということ。あと、若い世代、特に子供たちに知ってもらおう。子供たちが素朴な、純粋な感覚で、これ、おもしろいとか、いいというふうに応募してもらうみたいなことを喚起したいということ。それから、最後の郊外部のことがずっと課題になっていたのですが、どうしたらいいかということで新しく2つポイントを挙げて提案されています。横浜市景観ビジョンが改定されて、あれはエリアで分けてこういうビジョンを持ちましょうということがあるのですが、この数行だけではなくて、もうちょっとその辺の詳しい説明をお願いできればと思います。

(梶山書記)

横浜市景観ビジョンの改定の中で、そもそももちろん郊外の景観の推進というのも言っていたのです。恐らく、先ほど真田委員がおっしゃられたような、郊外の景観がなぜ選ばれなかつたかというところにも絡むかもしれません、やはり都心部の象徴的なデザインのものと、郊外の同じようなもので比べてしまうと、圧倒的に都心部のほうがそういった景観のものが多いと思うのです。先ほどもご説明したとおり、郊外については地域から愛されるような魅力ある景観づくりということで、象徴性のあるような再開発というのももちろん対象にはなるのですが、それだけではなく、先ほどの分科会などでおっしゃられたような自然ですとか歴史、あとは広場など資源を生かして、どちらかというと、地域の方が愛着を持ってそこを活用していくようなものを魅力ある景観として推進していきますということを、今回の景観ビジョンの中でもうたっています。具体的な事例を幾つかそのときに載せているのですが、例えば前回受賞された左近山みんなにわ、あれは建物というよりは広場をみんなで使っているようなものです。あとはCASA COさんです。CASA COも拠点なのですが、地域のみんなで愛着を持って使っています。鈴木委員に行っていただいた中丸家さんも受賞しているのですが、今回事例で載っている長屋門ですとか、旧東海道の保土ヶ谷宿などはまだ受賞していなかったりします。それは、活動が10年以上と長くなってしまっているというところもあって、この10年というのも、地域の活動でいうと長く続くことは、本当はすごく魅力的なことなのですが、それが10年を超えていたときに、新規の建物について10年を超えたというのは一つの区切りとしていいと思うのですが、活用みたいなことを考えたときに10年というのが適切かということがあります。あと、どうしても今言ったような基準で、具体的に地域の人たちが活用しているとか、そういったところに重きを置いているような基準として読めるかということがあるかと思います。

(関部会長)

また、もう一つ、地域まちづくりという部門もあるので。

(梶山書記)

そうですね。どちらかというと、地域まちづくり側と非常に近い状況になってくるということもありますので、その基準のところの書き方も含めてご検討いただいたほうが、今言ったような、新しい郊外部の景観ビジョンで示したような愛着ある景観というのを拾いやすくすることができるのではないかと思っております。

(関部会長)

ありがとうございます。それから、新しく開発しましたとか、つくりましたとか、大規模にとか、新規性とか目立つみたいなものだけではなくて、先ほどの中島委員の意見のように、もともとあった場所というか、ずっとあるものをきちんと継承していくとか、あるいは失われたものを思い出せるようなことをやったみたいな活動と、何かささやかでもその地域にとって意味があるみたいなものを、着目していくということは必要ですよね。

ほかに何かございますか。どうぞ。

(鈴木委員)

たまたまだったのかもしれません、郊外部は最近応募が結構多いです。バスで視察させていただいて、私は横浜にずっと住んでいるのですが、余り市民でも行かないような、遠い泉区とか瀬谷区とかに行かせていただいたことがあります。都心部と比べると愛着というのは強くて、例えば地域の方がご推薦した公民館などもあるのですが、デザイン的にちょっとやはり「ん?」というのがあったりします。あと、最近の傾向としては、建物とかそういうものだけではなくて、公園とか橋とか土木系です。自然へのあこがれというか回帰みたいなものがありますから、そういうものも出てくるのですが、恐らく郊外部より都心部のほうが圧倒的にお金のかけ方が違うのです。デザインとか、工事その

ものにしても、素材とかそういうものにしても、もちろんいいものもありますが、比べて見てしまうと、まちなみ景観という名前がついていますから、ちょっと難しいかなと。地域で愛されているようなものは皆様の熱意がすごくて、集中して町内というか地域でたくさん応募される場合などもあるのです。たくさん票はあるのだけれども、ちょっとこれはやはり景観のデザインということなので、横浜市の賞としてどうなのかというのも今までございました。でも、それは私が拝見して、たまたまだったのかもしれません、そういう事情もあってなかなか選ばれにくいものがあるかと。先ほど、皆さんもおっしゃっていましたように、景観ではなくて地域まちづくりと近づいてしまった部分もあるので、愛着というところだと、地域まちづくりの方が大切にしているようなところをそちらで取り上げていただいたほうがいいとも思いました。

それと、もう一点なのですが、開港5都市会議の分科会で郊外部を拝見しましたときに、資料として景観ビジョンのイラスト部分が配られたのです。こちらの都市美でつくったものが使われて、それを皆さん参考にして後でディスカッションとかもしましたので、すごくうれしかったです。例えば応募の要項に、参考資料として景観ビジョンがありますからこちらをごらんくださいとかというふうにすると、皆さんもホームページからちらっと取り出して見ることもできます。せっかくつくった横浜市の景観ビジョンですので、どんどん実際的に活用していただくのに、こういうところにもそういうことをお知らせするのがいいのではないかと思いました。

(関部会長)

いろいろご意見をいただきありがとうございます。まだ時間はありますので、資料6を見ますと、受賞作がないのは、具体的には港南区、保土ヶ谷区、磯子区、瀬谷区で、いわゆるベッドタウン的なところです。たしか、ずっと懸案になっていて、青葉区もなかったのですが、前回第9回では1つ受賞しました。これは何でしたか。

(石川係長)

青葉区はたまプラーザの案件です。

(関部会長)

駅前広場の整備でした。郊外の枠をつくっておいて、そこに1つ入れましょうみたいなことを事前にやるというのもありますが、そこまでやるのがいいのかどうなのか。

(鈴木委員)

郊外枠ですか。

(関部会長)

そうですね。こういうことをずっと議論しているので、何か各委員の方も念頭に置いていただくというのが課題としてあるかと思っています。

それから、先ほどのスケジュールの説明のところで、来年になりましたら1月に予定されている地域まちづくり部門との合同の部会があります。そこでもまちづくりの活動と、景観という、建物とか目に見えるものとして表現されたものとの関連というのが非常に重要なことがありますので、合同の部会でも議論していただければと思います。

先ほど出ました、景観のほうで受賞を選ばせていただいたC A S A C O というのは、両方の部門でたしか評価されていたということがありますし、あと、左近山みんなにわも管理組合の活動として既存のオープンスペースをリニューアルしたという事例でしたので、そういうものが増えてきているというか、少し意識して広がりを持たせていけばと思っている次第です。

ほかに何かございますか。

(真田委員)

先ほどからの、活動というか愛着みたいな話ですが、私も鈴木委員と同じような考え方で、愛着があるからいいということにはならなくて、最低限のデザインのレベルはないと、それをまちなみ部門で表彰したということが外に出てしまうわけなので、これでいいのだみたいになるのも、表彰の制度そのものの意図していることと違ってくるかと思います。選考の中にそういうものを入れるということは必要だとは思うのですが、そちらに行き過ぎないように注意する必要はあると思います。なので、表彰が少ないから表彰しようみたいな短絡的なことではなくて、やはりデザインレベルを上げるために努力のほうに力を入れるべきかと思います。

(関部会長)

この問題とは少し異なりますが、この人・まち・デザイン賞は過去からいろいろ変遷がありますので、その辺のことを説明していただければと思います。

(鈴木委員)

名前も変わったりしていますね。

(関部会長)

今は地域まちづくり部門と景観部門となっていますが。

(鶴田書記)

資料1でご説明いたしましたが、資料1の1行目にありますとおり、昭和60年から横浜まちなみ景観賞として実施しています。途中から地域まちづくり課ができまして、地域まちづくりに貢献のあつた団体・個人を表彰するというのが別個できたわけです。それが平成11年に合流したということで、人・まち・デザイン賞として、部門としては分けたままでやっております。まちなみ景観賞だった時代は結構、建物とか構築物とか、そういう物体に対する表彰が多かったような記憶があります。それから、横浜市がつくったものも積極的に表彰してしまっているというところがありました。どこで変えたかはわかりませんが、横浜市がつくったものについては極力除外していくということにいたしまして、民間の方々がつくったものを表彰していくということと、途中から、人が集まって何かやっているというのも景観であるということから、そういう活動も含めて景観として表彰するという観点もかなり強くなっているという状況です。

(関部会長)

景観の定義というのは、空間と感性と営みを含むという、そういう広く捉えているのですが、やはり何かしら形に、そういう背景が表現されているというところを踏まえてというか、前提にしているということですね。鈴木委員はまちなみ景観賞のころから関わっていらっしゃると思います。ベイブリッジがとか、ああいう時代でしたね。

(鈴木委員)

最初のころは、大規模開発とか、いわゆる有名建築が多かったです。みんなが、ああ、すごいのができたというような、そういうものばかりだったので、ほかの建築の賞もとるようなものが多くて、横浜はそういうのがどんどんきてすごいなという感じでした。そのころと比べると、人というのが来ましたから、人がついて身近な景観を割合に取り上げるような、そういうことにはなってきていますので、同じまちなみの景観という言葉がついていても、大分内容が変わってきています。実際、立派なビルとともに自薦・他薦とも今でも応募があるのですが、割合に受けないというか、むしろ他薦で、非常に身近なところで、毎日見ていていいと思いますみたいなものが審査員の心を打ちまして、そういうものが入る傾向があります。もちろんデザインはある一定のレベルということは不可欠な条件ですが、そういうふうになってきているので、横浜らしい、人・まちというものがつく景観の賞だったらそれでいいのかなと私は思っています。応募の傾向などを見ましても、いわゆる大規模な建築で、わー、すごいと、自分たちには関係ないという世界ではなくて、自分たち一人一人の市民が入っていかれる賞にはなってきつつあるかと思っています。だから、そういう市民の景観に対する見方というか、レベルを上げていくという意味では、やはり長い間をかけて効果がちゃんと出ているのではないかと、私は感じています。

(関部会長)

大西委員、どうぞ。

(大西委員)

あと一つ、冒頭に部会長も言っていたように、次回が第10回という非常に大きな一つの句読点だと思うのです。第10回だけということではないのかもしれません、今までの延長線上で第10回をやるのではなくて、何か賞を乱発するということではないですが、特別賞であるとか、今まで話が出たようなことも考えるとか、そういうことはいかがでしょうか。

(鈴木委員)

今回に限って郊外枠を設けるとか。

(大西委員)

ええ。やはり10年とか20年とか、年ではなく回ですか、そういうものは非常に大きな一つの経過点だと思うのです。

(関部会長)

今までの表彰対象をレビューするような機会を設けるとか、何かあるかもしれないですね。それは事務局でも考えていただいて。それで今、議論しているのは、最後の表彰式まであと1年半ぐらい続くのです。結構長丁場なので、その中でいろいろアイデアがあれば、あるいは次回の合同の部会でも、この賞の歴史みたいな蓄積があると思いますし、それを振り返りながらもっと広めていく新しい展開みたいな、そういうことが少し議論できるような場ができるといいかと私も思います。

(鈴木委員)

この賞のことをよくわかつてもらうように、例えばシンポジウムみたいなものをやるとか、紹介してこういう事例があつてという、そういうのも結構必要かと思うのです。毎年やるのは大変ですから、大西委員がおっしゃったように区切りのときなので、10回目の今回はみたいな感じで、この賞が昭和60年ぐらいからできて、非常に長い40年ぐらいの歴史があるわけですよね。そういうこととか、今までどんなものがあつて今も活動されているとか、それだけ歴史があるからいろいろな面から話せると思うのです。だから、そういうことをやって知らしめるというのもいいのではないかと思います。

(関部会長)

考えていただけるとありがとうございます。

(鈴木委員)

ちょっとお金がかかってしまうかもしれません。

(関部会長)

60近い、59のものが受賞されているので、受賞された方にお声がけして集まって、その中で思い出などを語っていただくみたいなこともあるかもしれません。いろいろあると思います。この部会は表彰だけでなく広報というのがあるので、次の景観教育の話もありますが、この賞を設けていることの意味みたいなものを改めて確認するような機会ができればと私も思う次第ですので、よろしくお願ひします。

議事2 景観教育の取り組みについて（報告）

資料を用いて、事務局から説明を行った。

(関部会長)

ありがとうございます。今の景観教育についての取り組みのご報告について、何かご意見、ご質問はあるでしょうか。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。1番目の都筑区の南山田小学校さんですが、この虹色のカラフルなフェンスをつくったのですね。

(石川係長)

総合学習の時間ですと、最終的に何らか成果物としてつくらなければいけないということのようでして、この都筑区の小学校の場合は中庭のスロープのところを色で塗るということを成果としてやられたということになります。

(関部会長)

これはでも、すごく大規模ですよね。仮設ではなくて。

(石川係長)

残る形でやっていただいている。

(真田委員)

これは中庭なのでいいのですが、外にあつたら屋外広告物的に何か問題がありそうな色ですね。これをいい景観というのはどうなのかなという気はするのですが。

(石川係長)

中庭だからできたということだと思います。

(真田委員)

それは、条例上はそうなのですが、子供たちの教育として、みんなでつくったからこういうのはいい景観だというふうになることはちょっと気にはなります。

(鈴木委員)

総合学習というのはあくまでも学校でやるから、学校の先生が担当してやるわけですね。そのツールというか、そういうものを横浜市のほうから出せるものは出しているということですね。

(石川係長)

はい。

(鈴木委員)

例えば、こういうのをやる前に出前授業ではないけれども、景観に対する横浜市のプロの方、専門の方が学校でそういうお話をワークショップをするとか、そういうことはやっていらっしゃるですか。

(石川係長)

実際、これも市の職員が出向いて説明してという形をとっています。

(鈴木委員)

一緒にやっているということですか。

(石川係長)

一緒にやっているという形になっています。今の出前講座というか、そういうところの話で言えば、2番の瀬谷小学校に関しては、子供たち向けではなくて小学校の先生に対する研修として行ったものになります。今は、実際に我々も出向いて、子供たちの前に一緒に立ってというやり方をしているのですが、先生一人だけでもできるような形で今後進めていければというのがあるので、まずは先生に対して研修をしたというのが2番になっています。

(鈴木委員)

小学校の建物なのですが、すばらしい建物で、デザイン的にもすごくいいような学校もあります。校舎というか、学内のいろいろな景観の話です。学校の外ではなく中です。さっき真田委員がちょっとおっしゃいましたが、確かにこれが景観的にいいと思われてしまうと大分問題があります。まちの探検もいいのですが、結構汚い学校は多くて、景観的に非常にレベルが低いところがありますよね。そういうことで、まず学校の中の景観を考えるみたいなことも一つのアイデアかと。毎日子供が通っているところですし、先生も毎日見ている。でも、それを毎日見ていると、悪い景観でも当たり前になってしまって何も感じなくなるのです。もう、そういうものだと思い込んでしまう。だから、まず、どこを変えるとあれかなとか、そういうところから子供に考えてもらったり、先生にも考えてもらったりして、少しずつ、まずは校内の景観からという取り組み方もあるのではないかと思いました。

(関部会長)

この1番目のものは、学校をまちに見立てて、学校の中の景観ということで、そのときに、多分この場所はこの絵が描かれるまでは何もなかったからペイントしたということですね。

(真田委員)

やってしまったものはあれなのですが、もしこういうことをするのであれば、例えばここに5年生1学級32人と書いてありますけれども、その中で決めたことで全体に影響するようなことをやってしまっていいのかとか、案を示して全校生徒にアンケートをとるとか、まちに見立てているのであたら児童全員を住人に見立てるようなことであるとか、そういう機会に使って最終的にこれができたのであたら多分いいと思うのです。何かいいことをやろうと言って、自分たちで決めたことはいいことだみたいな感じになると、やはりちょっと問題かと思います。

(関部会長)

そうですよね。わからなくはないのですが、何か、いわゆるデコレーションを加えていけばみたいなことだけが景観をよくするというふうになると少し心配になります。

(真田委員)

各クラスがこれをいろいろなところにやってしまったらどうなるかとかいうような議論も、やはり教育としてはやってほしいと思います。今のまちの中の屋外広告物というのも、我が、我が、というにつながっているわけなので。

(関部会長)

はい、ほかにはどうでしょうか。4つ紹介していただきましたが、これはそれぞれ、例えば小学校とか学校からのリクエストみたいなものがあって、それでやっているわけですか。

(石川係長)

まち探検の仕方が、学校の先生としてもなかなかわからないというお話をいただいて、それでお手伝いをしますということで出向いて行ったものになります。

(梶山書記)

今まで学校の先生がやられるまち探検ですと、まちの課題みたいなものを見つけてそれを解決していこうというのが多かったみたいなのです。今回景観ビジョンでシートをつくったりというところで、ぜひトライしてみてくださいとお願いしているのは、いいところとかを、それぞれの視点で写真を撮っていただいたりとか、そういうのを見つけてそこを生かしていこうみたいな見方をぜひ学校のほうにはやっていただきたいということで、先ほどの先生方とのワークショップなどでもやっています。そういった視点も含めながら、あとは先ほど言ったように、最終的なものをつくるときのプロセスというのはまだ、そこまでちゃんとできていないのかもしれないで、そういったこともこれから

ちゃんと検討していく必要があるかと思っています。

(鈴木委員)

もう一つ、いいですか。たまたま先日テレビの「アド街ック天国」というのですか、松本のことが取り上げられていて、開智学校がすごく有名ですよね。明治初期の擬洋風建築というのでしょうか、紹介があったのですが、開智学校はとにかくすばらしくて、重要文化財になっています。その隣に、今使っている学校があるのです。コンクリートの、本当に日本中どこにでもあるようなものが道一本隔ててあるのです。いつも見ると、明治の人のほうが景観はすばらしかったのではないかなど。あの学校は民間がつくっていますから、そういうふうに思うのですが、その中で、隣の小学校の子供たちが開智学校の廊下の雑巾掛けをするという、それを学校の中のカリキュラムでやっていて、結構子供たちは楽しそうにやっていたのです。あれも景観教育ですよね。要するに、学校の中に入って中を見て、こういうふうに維持管理をしていかなければこういうものは持たないみたいな、ある意味、大きく考えたときに子供に景観とはどういうものなのかと教えていたいのだと思うのです。それも、自分の作業を通じてです。たまたま古民家を見せていただいているときに、開港5都市なので他都市の方も参加していらして、神戸の方がいたのですが、私が古民家を使ってワークショップなどと言ったら、それでは生ぬるいと言われたのです。そういうのではなくて、小学校の授業の中に入れてしまって、例えはこういうところを守るためにどうということをやっているか、とにかく来させて、その中に入学込んで、そこで例えは掃除をさせるとか、作業をさせるとか、そういうことをやって、体験を通じてそういうもののすばらしさを教えていくのが絶対的に必要だと、力強く言われたのです。だから、開智学校の中を雑巾掛けするのと同じようなお考えだと思うのですが、そういう、大人がやるとつまらないことでも、子供がやると心にしみわたる。小さい子のほうが柔軟ですから、そういうような取り組み方も必要かと思いました。

(関部会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。議事2は報告ですが、よろしいでしょうか。

進行を間違えまして、最初の議事1についてまとめていただいてから議事1を終了しなければいけなかつたので議事1のまとめを改めてしていただけますか。

(鶴田書記)

議事1につきまして、さまざまご意見をいただきましてありがとうございました。幾つかポイントがあったと思いますが、まず郊外部が少ないということについては、別枠を設けることなく、ちゃんと景観的にすぐれているかどうかで審査しましょうと。ただ、こちらからの提案のように、新たな活動が加わったということについては評価していただいたと考えております。

それから、第10回ということで、特別賞であるとか、あるいは記念のシンポジウムといったご提案がありました。これについては、地域まちづくり課と一緒にやるということになりますので、できれば次回、答えが出るかどうかわかりませんが、検討させていただきたいと思います。

それから、PRについては市内の小・中学校だけでいいのかというようなお話もありましたので、検討させていただきたいと思います。大きくはそういったところだと思います。

(関部会長)

ありがとうございます。では、いま議事1のまとめをいただきました。議事2については特にまとめというのはありますか。

(鶴田書記)

1番目的小学校の絵の問題がありましたが、これについては絵の部分まではかかわっていないのです。

(石川係長)

あくまでお手伝いをする範囲というのが、実はまち探検のところで終わってしまうというところで、総合学習の成果というのは学校の先生側で考えられているというのが実際のところではございます。

(鶴田書記)

かかる時間も非常に短いところで、全体の中で実際に行われる授業の一部しかかわっていないものですから、なかなか全体にかかるというのはちょっと難しいと思いますが、今後も総合学習のみならず、授業で景観教育をやっていく。あるいは掃除というお言葉もありましたので、課外授業といいますか、課外の活動についても景観的要素になり得ることをPRし、学校で取り組んでいただけますかと思っていますので、今後もやっていきたいと思います。以上です。

(関部会長)

そもそも景観とは何なのかみたいなことを理解していただくのと、積極的な評価というか、ごみをどうしたらしいかという話だけでなく、いい景観は何かということの認識というか感性を養っていたい、その先にいいデザインをつくるにはどうしたらしいかということを、多分これは美術の先生とかもかかわっていらっしゃると思うのですが、関連させて進めていただければと思います。

議事3 その他

(関部会長)

それでは、その他ということですが、何か事務局のほうからございますでしょうか。

(鶴田書記)

その他といたしまして、1つ用意してございます。お手元にデザイン賞のパンフレットをお配りしておりますが、今回、回収とさせていただいております。理由については、一部修正が必要な箇所が生じたということで、現在配ってもいませんし、ホームページからも削除している状態です。そのいきさつについては、もう一つ回収資料と書いたA4判の資料に書いてございます。こちらについては、目で追っていっていただけたらと思います。

今回、ご承認いただきたいこととして2点ございます。パンフレットにつきましては、他の受賞作品もございますし、これまでもストックされている状態ですので、何とかしてこれをもう一度掲出したいと考えております。そのために訂正を入れたいということが第1点。それから、第2点目としましては、当該箇所の変更を関部会長にお願いしたいということです。以上について、ご了承いただければうなさいたいと思います。以上です。

(関部会長)

今、ご説明がありましたが、8月末に連絡があったということです。読んでいただければと思いますが、事務局からご説明があったような措置を講じて、ホームページは今ストップしていますが、改正・修正、それからパンフレットの修正をするということです。講評の文章に関しては、昨年度、前回のもので、私は部会長をやっていましたので責任があると思いますので、差しかえの原稿を作成してということです。何かございますでしょうか。

(鈴木委員)

今までこういうご意見が来たことはあったのですか。

(鶴田書記)

昔のことをそう知っている者ではないのですが、今までにはなかったと思います。

(鈴木委員)

表現の自由というのではないですけどね。

(鶴田書記)

あと、実際に講評を各委員にお願いしているのですが、事務局で見まして、ちょっとおかしいかもしれないとか、実際にこれは褒めていないのではないかとかがあった場合には指摘させていただいて、書き直しをお願いすることは過去にもありました。

(真田委員)

今回はスルーしてしまったと。

(鈴木委員)

これから講評を書く手が鈍ってしまうかもしれませんけどね。

(真田委員)

でも、講評そのものは、どういう活動をしているかということに対して、こうしたらもっとよくなるのではないかというようなところなら、褒めていない部分でもよかったです、と思うのですが、読むと、そうではないところでちょっとあれなので、講評の部分でよくないところを書くというのは、私はこれからもあっていいのかと思います。褒めるだけではないということです。

(関部会長)

先ほど事務局から説明がありましたが、審査のときには、今まで各委員がまず個票を見てセレクトしたものを現地調査して、審査会のときに自分はこれを推すというのを幾つか出して、それを見ながらディスカッションをして決めていくというやり方です。前回のことを思い出すと、決まった後に講評を書くというプロセスで、この表彰対象を推薦していない方が書かれてしまったということです。でも、議論には加わっていましたから、ほかの委員がどういう点を評価したかということは共有されていたと思うのですが、講評を書く方はその案件を強く推された方が書くようにすべきだったと

	<p>いう点を、いま、反省しています。</p> <p>(鈴木委員)</p> <p>それで、別にここの場所のことを言っているわけではなくて一般的なことを言っているのを、お読みになった方が自分のところのことをと言われていると思つてしまつたということだと思うのです。</p> <p>(真田委員)</p> <p>出だしは確かに一般論ですが、途中から若干個別の場所のような雰囲気もあります。</p> <p>(嶋田書記)</p> <p>確かにいろいろな捉え方が可能な文章かなと思っています。私どももなるべく委員の皆様の講評を生かしたいとは思いますが、一方でいろいろな活動をされている市民もいらっしゃるということで、少しこれはというところはそれなりに見させていただく必要もあるかと思っています。</p> <p>(中島委員)</p> <p>ほかの案件は、それぞれの建物とか場所について説明しているのに、この案件については、一般論が多過ぎですね。</p> <p>(関部会長)</p> <p>ということで、今、事務局から説明いただいたとおり、これは了承をいただきなければと思います。これは現地調査の対象だったのですが、私自身が投票したかどうか曖昧ですけれど、よろしければ私が差しかえた文章を、事情を踏まえて新しく書き直します。パンフレットも修正するのですか。</p> <p>(鶴田書記)</p> <p>パンフレットはもう使わないことにし、ホームページ上で公開いたします。</p> <p>(関部会長)</p> <p>わかりました。展示会もほぼ終わっている時期ですので、そういうことで対応したいと思いますので、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">(異議なし)</p> <p>(関部会長)</p> <p>パンフレットの修正に関して確認いただきありがとうございました。何か今までの3つの案件、あるいはそれ以外で何かご発言になりたいことや、つけ加えておきたいことはございますでしょうか。よろしいですか。特になければ、これで全ての議事を終了しましたので、改めて全体について事務局から確認をお願いしたいと思います。</p> <p>(鶴田書記)</p> <p>さまざまご意見をいただきまして、ありがとうございました。きょうの議事1につきましては、次回の合同部会で明らかにできることは検討させていただいて、提案させていただきたいと思います。それから、パンフレットの内容のホームページ上の公開ですが、極力早くやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>これで終了でございます。次回は合同部会ということで、1月の開催を予定しています。別途日程調整させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>また、議事録については、部会長の確認を得た上で公開させていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>(関部会長)</p> <p>大変活発な議論をしていただき、また、新しく加わっていただいた委員の方も積極的に発言していただいてありがとうございました。では、今回の議論を生かして、第10回横浜・人・まち・デザイン賞を進めていければと思います。</p> <p>閉会</p> <p>(関部会長)</p> <p>では、以上で終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第、名簿、座席表 ・資料1 : 横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門の概要について ・資料1別添：記者発表資料、表彰式の様子等 ・資料2 : 第10回横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール（案） ・資料3 : 第10回横浜・人・まち・デザイン賞 まちなみ景観部門の選考方法について（案） ・資料3別添：個票（案） ・資料4 : 募集に関する広報について（案）

	<ul style="list-style-type: none"> ・資料4別添：第9回募集リーフレット、ポスター ・資料5 : 第9回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門アンケート結果 ・資料6 : 横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門 表彰対象区一覧 ・資料7 : 賞の周知に向けた取り組みについて ・資料8 : 景観教育の取り組みについて ・参考資料1 : 表彰広報部会設置要綱 ・参考資料2 : 横浜まちづくり顕彰事業実施要綱 ・参考資料3 : 横浜まちづくり顕彰事業実施細目
特記事項	次回は、地域まちづくり推進委員会表彰部会との合同部会を2020年1月に開催予定。